

民法改正によるIT・システム開発への影響

- ■施行直前!対策は万全ですか? 改正を踏まえた契約書の見直し
- ■具体的な契約条項のケースを元に解説します

《開催要領》

※講師とご同業の方のご参加はお断りする場合がございます。※最少催行人数に満たない場合、開催中止とさせて頂く場合がございます。

日 時▶ 2019年 11月 18日(月) 13:30~16:30

会 場▶ 企業研究会セミナールーム (東京・麹町)

《 開催にあたって 》

近時、「第4次産業革命」と呼ばれる産業・技術革新が進んでおり、モノのインターネット化(IoT)やビッグデータ($Big\ Data$)、人工知能(AI)などのITビジネスの重要性は増しております。他方、今般の民法(債権法)改正は 120 年ぶりの全面的な見直しであり、ITビジネスを初めとする企業間取引にも影響を与えることが考えられます。そこで、本セミナーでは、民法改正による IT・システム開発への影響と留意点に言及しつつ、企業として、どのような対応をとる必要があるのかを詳しく解説致します。

講師森・濱田松本法律事務所 弁護士

佐々木 奏 氏

【略 歴 】東京大学法学部卒業、2003年弁護士登録(第二東京弁護士会)。知的財産分野全般及び各種訴訟・紛争案件を中心に幅広く取り扱う。近著に「情報・コンテンツの公正利用の実務」(青林書院)がある。

《申込方法》当会ホームページ(https://www.bri.or.jp)からお申し込み下さい。

企業研究会Q 検 索

■受講料: 1名(

税込・資料代含

※申込書をFAXでご送信いただく際は、ご使用のFAX機の使用方法(O発信の有無など)をご確認の上、FAX番号をお間違えないようご注意ください。

正会員 35,200円(本体価格32,000円) — 般 38,500円(本体価格35,000円)

		191575-0303	民法改正によるIT・システム開発への影響				
ふりがな 会社名							
住 所	Ŧ						
TEL				FAX			
ふりがな ご氏名					所役	属職	
E-mail							

※申込書にご記入頂いた個人情報は、本研究会に関する確認・連絡および当会主催事業のご案内をお送りする際に利用させて頂きます。

- ■申込・参加要領 : 当会ホームページからお申込みください。FAX、または下記担当者宛E-mailからもお申込み頂けます。 後日 (開催日1週間~10日前までに)受講票・請求書をお送り致します。
- ※よくあるご質問 (FAQ) は当会 IP にてご確認いただけます。([セミナー・会員研究会]→[よくあるご質問]) ※お申し込み後のキャンセルはお受け致しかねますので、ご都合が悪くなった場合、代理出席をお願いします。
- ■お申込・お問合わせ先: 企業研究会 セミナー事業グループ 担当/民秋 E-mail:tamiaki@bri.or.jp TEL:03-5215-3514 FAX:03-5215-0951 〒102-0083 東京都千代田区麹町5-7-2 MFPR 麹町ビル 2 F

・プログラム・

- 1. はじめに
 - (1) 民法改正の概要
 - (2) 改正のスケジュール
- 2. IT・システム紛争の動向
 - (1) 最近の重要な裁判例
 - (2) 民法改正と裁判例
- 3. 民法改正と IT・システム開発への影響
 - (1) 請負と準委仟の変更点
 - (2) 瑕疵担保責任の廃止
 - (3) 債務不履行の効果(損害賠償請求と解除)
 - (4) 危険負担
 - (5) その他の重要な改正
- 4. 民法改正を踏まえた契約書の見直し
 - ~具体的な契約条項のケースを元に解説~
 - (1) システム開発契約の場合
 - (2) システム保守契約の場合
 - (3) ソフトウェアライセンス契約の場合
 - (4) クラウド・サービス契約の場合
 - (5) データ提供契約の場合

※最少催行人数に満たない場合、開催中止となる場合がございます。

裏面もご覧下さい! -ぬのパンフレットで 2種類のセミナーをご案内しております